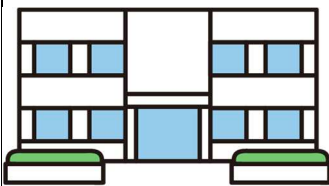
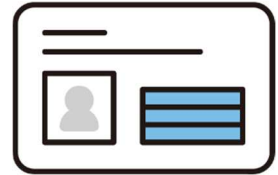


マイナンバー（個人番号）は日本に住んでいるすべての人がもつ12桁の番号です。
初めて日本に住む人には、市役所で住民登録をすると、約3週間後に「個人番号通知書」が郵便で届きます。「個人番号通知書」にはあなたのマイナンバーが書いてあります。
マイナンバーは、会社で働き始めるときや、国民健康保険や社会保険に入るときに必要です。

マイナンバーカードは、あなたのマイナンバーが書かれたICカードです。身分証明書や保険証としても使え、コンビニで住民票の写しなどを取ることもできます。郵送かオンラインで申請することができ、郵送の場合は「個人番号通知書」についている申請書に、必要なことを書いて、顔写真を貼って郵便で送ります。オンラインの場合は申請書のQRコードをスマートフォン等で読み取り、必要な情報を入力して申請します。



申請方法が分からない人は、窓口で申請ができます。窓口は、トイ
ーゴ及び青木島のマイナンバーカードセンター、市役所総合窓口、
各支所です。在留カードを持ってくるください。各支所で申請する人
は、顔写真も持ってくるください。

申請をしたら、約1か月後に交付通知書が送られてきます。受け取
りの予約をしてからマイナンバーカードを取りに行ってください。

マイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日と同じ日
です。

在留資格を変更した人や、在留期間を延長した人は、マイナンバーカードも、有効期限内
に更新の手続きをしてください。在留期間の延長の許可が下りる前にマイナンバーカードの
有効期限が切れてしまいそうな場合は、マイナンバー課に相談してください。

在留期間が短くなった人も、有効期間を変更する手続きが必要です。短くなった在留
期間内に、マイナンバーカードの変更手続きをしてください。

これらの手続きをしなかった場合、マイナンバーカードは失効し、再発行の手続きには手数料
がかかりますので注意してください。更新のお知らせは届きませんので、忘れず手続きをしま
しょう。

また、2026年6月14日からマイナンバーカードと在留カード及び特別永住者証明書を

いったいか とくていざいりゅう および とくていとくべつえいじゅうしやしょうめいしょ せいど はじ とくてい
一体化した「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の制度が始まりました。「特定
ざいりゅう どう しゅとく にんい きぼう ざいりゅうがいこくじん かた しんせい しょかい こうふしんせい
在留カード」等の取得は任意で、希望する在留外国人の方が申請できます。初回の交付申請
むりょう しょかいしんせiyōけん み ばあい さいはつこう こうかん てつづ てすりょう
は無料ですが、初回申請要件を満たさない場合や再発行、交換などの手続きでは手数料がかか
ることもあります。詳しくは市民窓口課又は出入国在留管理庁の案内をご確認ください。